

昭和二十年十月十一日

参謀長代理

丁丁シツノトシニ申付

縣知事

指令第六號

公衆安全ト民間敬言察

ハ在記命令ハ口頭ニテ前述セル命令ニ追加布告命令ヲ確認

スル等ニ施行ス

ハ民間敬言察ハ正規職務ヲ勤務ヲ繼續シ公衆安全ハ

維持ニ直接ノ責任ニ任セハシテ彼等ノ職務執行中

ビエトルメカヲ命令署ノ正規ノ武器ヲ携帶スルコトヲ容認スル

彼等ハ米軍將兵ヲ逮捕シ或ハ妨ゲレトテ試問ハスル

ハ民間敬言察官ノ勤務中如何ナル場合ニ進駐軍將校ニ敬礼

スヘシ全敬言察官ヲ將校ヲ認メ得ルメカラオシテ命令

ガ嚴格ニ從ハスルニ必要ナキ者モカキテラレルコトヲ

ハ全縣民ハ米軍所有物ヲ器具ヲ所有セルコトヲ見テ

逮捕シ所有物ヲ没收シ上事件ニ一否近イ同令部ハ

スヘシ

ハ指令第五號ニ示セルヤウニ不法武器ヲ所有セル國民ヲ

見ツケテラ逮捕シ武器ヲ没收シ最寄リノ司令部ニ

報告スヘシ

ハ露營地帯ニ他ノ軍設備ハ侵入ハ許可ナラズ

ハ民間敬言察官ハ此ノ規則ヲ強行スヘシ

ハ國民ハ身三寸半以上ノナイフヲ携帶スルコトヲ

禁止ス

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

昭和二十年十月五日

参謀長代理 丁丁ラッペーシ中佐

縣知事 宛

指令第七号

一、專賣局カラハシラセテ、下流六舎迄、公道道路ハ軍用重車輛、運轉ニ備フヘキトラヌ事ナリ。故ニ記詳細指示事項ニ從ヒ修理其必要ナル新造築ヲ成スルハ必要ナリ。措置ヲ精セラレタシ。

(イ)公道ハ鋪裝道路、両側面ニ三呎ノ歩道ヲ追加シ、五呎六呎ニ拡大セシメ、歩道ハ公道ノ造築、際ニ同様、指示事項ニ從ヒ造築セラルルモ、モトス。但シコンクリート面、代リニ瀝青用面ヲ使用スルモ差便ヒナシ。道幅ハ完全ニコンクリート製下水溝加造築ニ障、害ヲ來タス事ナシ。

(ロ)筒井村經田與野、邊ル公道、未改良部分ニ於テハ九呎六呎ノコンクリート式ハ瀝青混用、鋪裝道路並ニコンクリート或ハ瀝青混用ノ

三呎、歩道(右側)計三呎六呎、道路幅ノモ、ヲ設ケバシ。一、九呎六呎、鋪裝道路ヨリ定程及其他障、害物ヲ取リ除キ三呎、歩道ヨリ可能ナル範圍ニ於テハ、凡テノ障、害物ヲ除去スルコト。

(ハ)鋪裝道路ハ歩道ニシテハ、凡テノ障、害物ヲ取リ除キ三呎、歩道ヨリ可能ナル範圍ニ於テハ、凡テノ障、害物ヲ除去スルコト。

各箇ノ地莫クシテ、凡テノ障、害物ヲ取リ除キ三呎、歩道ヨリ可能ナル範圍ニ於テハ、凡テノ障、害物ヲ除去スルコト。

中暗渠ヲ呂質具及型ニ於テ、類似ノ暗渠材料ヲ以テ取換ヘルコト。

(ニ)現存セシ暗渠ハ公道全幅ニ拡大スルコト。

(三)凡テノ橋梁近接道路ヲ修理スルコト。

(四)凡テノ鐵道路路切ヲ修理スルコト。

終)

012.07

昭和三十一 五〇三九〇 平 本館 二月二十八日一五〇〇番  
丁八日一六〇〇番

吉田 總教

武蔵野新聞社

第三六號

(第九學園司令部仙臺ニ設置ノ件)

從來此處ニ通信シタル第九學園「ライター」少尉ハ丁七日仙臺ニ  
到着シ平岡司令部ヲ仙臺ニ設置セリ

即前迄 久自、又、重、重、藤教、大友、各中長、藤、藤ノ二

二、一ノ二、三三番、二ノ六三三番、三ノ二二番、四ノ二  
三三番ノ二二番

外務省

A-1-0-0-2

終戦連絡部

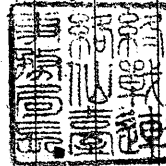
昭和二十一年二月廿三日 終戦連絡仙臺事務局

仙連普通 才二三号

昭和二十一年二月二十日

終戦連絡仙台事務局長

武藤義雄



終戦連絡中興事務局總裁

吉田 茂 殿

進駐聯合軍兵力配置ニ関スル件

本件ニ関シ 昭和二十一年一月十二日附絡總一 普通合  
才一〇号 貴信ヲ以テ 申來示、趣了承依テ 岩手縣  
秋田縣、分別添、通リ 提出ス可然、申取計 相成度  
尚未着、山形縣、官城縣、分ハ 日下督促中ニ付、  
到着次第 進送ス

電信寫

212.0.0

通和一一 五〇四四五 平 仙臺 三月二日 一四〇〇發 遼一

本省 二月一五〇〇發 武蔵事務局長

第五〇號

(進駐聯合軍兵力配置ニ關スル件)



一月十二日附給台一普通台第一〇號電信ニ關シ  
當誌「C I C」係官三月四日平官ヲ來訪シ右電信力進駐事務局長ニ送付  
サレアル旨ナルコトヲ指摘ノ上本件ニ付進駐事務局長ノ採リタル指  
絲ヨリノ回答狀況ヲ尋ね更ニ中央事務局方此ノ續情報ヲ求メタル  
由モ實シタルニ付右ハ露方ニテハ不明ナリモ進駐軍ニ對スル協力  
露方ナラシムル爲ノ資料トシテ求メ居ルモノト思考スル旨回答シ  
ル邊ハ台軍司令部客年十一月十日附覽書ニ基ク證明書ヲ送示ノ  
書頭引用多備録ニ本件ニ關スル當事務局長及關係各駐在復公信ヲ查  
ノ爲必要ナリト一府日附覽書ヲ要求セシニ付右要求ニ應ジ置ケル旨  
記布先 次官文電發裁次長各部長秘  
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

外務省

記帳済

秘

米軍駐屯に對知する本道行政の課題  
についての若干の考察

一北邊調  
昭、二六七

對日講和は目下の情勢では、極く最近の時機において既に公表の草案に示された方向において成立することが略々確実視せられており、その場合現下の極めて不安定なる國際情勢のもとにあつて日本の安全を保障する爲、いわゆる「刀の露堂状態」を填める意味での外國軍隊の日本駐屯と云ふことが現時に行われるものと予想せられている。

今春來本道に來駐している米州兵師團の使命も、自ら右邊の新情勢下の新使命に遂をがつて行くものと見て差支なく、或る意味では既に本道においては講和後に予想される新國際協力形式の實現に先立つて、實質的に新段階に進入してゐるものと観るのが一層正確である。

他方、この種の考察において本道が國內的に又國際的に占む

連絡調整事務局

べき今後の位置について正確なる認識乃至検討を要すること

は云々迄もない。処で、先づ國內的には、終戦後の日本において本道が比較的開發の余裕を獲り廣大な地域として得に重視されている事が先づ挙げられる次第であるが、併しこの点について最も重要な点は、現在においてはこの事さえ漸くその緒に着いた段階であつて、未だその多くは本道への希望乃至本道の希望であるに止ると云々べくこの實現の成否は専ら今後の各般にわたる實際施策の如何に懸つてゐると言わざるを得ないと云々である。

他面國際的視野より觀察すれば、本道は自由國家群と非自由國家群との嚴しい對立を背景とする今後の國際情勢の中で、地理的にも兩勢力圏の鋭く相接觸する切点に位置してをり、この歐亞米大陸間の最短空路に触れている点のみからでもその將來を決して無視し得ない國際的位置である。この意味に

連絡調整事務局

おいて國境軍事的観点からは云々に及ばず、又文化的観点からすら本道の將來が刻々狭まり行く今後の國際社會に何等の深近なる繋りの發展を包蔵してゐるものと考へられ、これは國內的には現在本道を日本の北辺の隔地と観る考へ方に些か時代錯誤の問題を提議するかの印象をさへ與えてゐるのである。

斯くの如く國內的且つ國際的に開展すべき將來を担つてゐる本道において、對日融和を契機として今後暫くの間外國軍隊の駐屯が行われるものとするれば、その存在が本道の政治、經濟、社會、文化各分野にわたつて有形無形に相當の影響を與へべき要素として作用し行くべきは勿論、他方、この要素を繰返して生起する諸問題への對應振り如何が、最も具體的意味で、本道の新しい姿の創造に何程かの役割を演ずべき可能性を含んでゐると言つて必ずしも過言ではなからう。而も本

連絡調整事務局

道に駐屯を予想せられる外國軍隊の性格が、從來の占領軍の形より對外的にも對內的にも共同防衛の爲の駐屯軍となり、寧ろ警察予備隊的存在として、暫く本道社會の一構成單位となつて繰り込まれて行くであろうと観るのが正確であるとする。以上の場合は一層確實と云われねばなるまい。

従つて本道としては、その將來に備へ、この際直ちにこの外國軍隊の駐屯といふ現實を直視して、これを施政の止むべき項目に考慮すべき一要素として取上げ、綜合施策の一環にこの軍事協力の諸問題を、建設的且つ進歩的立場から寧ろ積極的に取入れ、建前を早急に及んで樹立することが望ましく、又従つて、先づこの構想に應ずべき十分に実動的且つ有能なる渉外的後援人容の整備と、同時にこれに焦点を合わせ協力の實を擧げ得べき關係諸機構の配置の工夫が緊急に望ましく、かくの如き行政面における本道としての對策は、本道にかけ

連絡調整事務局

る外國軍隊の駐屯が本來國家的政策に基いて行われ、偶々本道の地位性格がこの地を選ばしめたる事實の認識が前提とならねば云々迄もなく、従つてこゝに中央政府の相應なる關心が具体的な形で示されることを充分期待して然るべきものであり、又當然本道のかゝる施策措置はすべて中央に於いて実現さるべき國際協力の機構乃至その地方機構との緊密なる連繫協力を俟つて完全を期し得る善いものであること、は固くである。併し繰り返す迄もなく外國軍隊が本道社會の一構成單位となり本道地方社會をその構として各種事件が生起し、その生起を繰り成し行く実情は先づ本道の地方行政が第一天的にその把握處理の責に任ずべき事をまぬがれしめぬと云ふより。

▲米州兵團の本道來駐以來今日に至る過去約三ヶ月の間において、既に要客婦の無秩序の混雜、違法通貨取引の増加傾向、

連絡調整事務局

演習地の擴大に伴ひ地方民の生活への脅威、植林事業の進展、大規模道路補修の興築化等々数多の各種事件の發生を見ていゝ。この種事件の大部分は、更に劇的な社會悪の温床となし互に呼應して關係地方民に全般的な社會的暗影を投げかけ始めつゝあるかにも見え、而もかゝる地方社會の不健康化の相續が数字等の表現をもつてこれを見て取るが如きことの難なるが故に、一般の關心を脱する様みがあり、この点讀者を憂えしめるものがあるやと云わざるを得ないのである。況んやこれを社會治安の確立を基石とする健康にして文化的なる民主的社會の建設確保と云ふ現下日本の國民的課題から顧みるとまゝ、現情の放置は理由を擧げる迄もなく、甚くところ誠に危險極りない事態に發展する恐れある次第で、この意味からは早急にこれが對策を樹立実施することが中央地方一体となつて處理すべき当面の一責務であると云わざるを得ない

連絡調整事務局



次第である。

連絡調整事務局

極秘

昭和二六 四八三一 平

札幌 十一月二十四日一〇時發 運地  
本省 二十四日一〇時一五着

外務大臣

小林事務局長代理

第一四四号(至急)

(米軍動靜に関する件)

当地駐屯軍第四五歩兵師団軍政課長フィッシャー中佐は二十一日突然目的地を移し空路日本を去りたるところその後師団幹部筋より非公式に聴取せる軍機密に属する情報によれば同師団は近く朝鮮に出動を開始しクリスマス前にはこれを完了する方針が決定された趣にて又その際本土への駐留軍としては現に朝鮮にある米軍部隊が選ばれるに至る公算大なるべしと見ている趣に付取りあえず報告する。(了)

電信写

A-1-0-0-2-1  
C-0-0-0-2

配布先

大臣、次官、政務、連絡、情報各局部長、連絡次長、  
政総、政政、政情報、運整、運地、文、電

外務省

記録所

極秘

昭和二六 四八七六 平

札幌 十一月二十八日一〇時一五發 運地  
本省 二十八日一〇時一八着

外務大臣

小林事務局長代理

第一四六号(至急)

(米軍動靜に関する件)

往電第一四四号に關し  
その後の機密情報に依れば当地師団の先発連隊は来る三十日室蘭港を出発、続いてクリスマス前に全師団の移動を完了する筈にて、これに代る当地の駐留軍としては第一騎兵師団が朝鮮より來駐するに決定せられた趣にて、既にその先発隊は空路当地に到着している模様である。(了)

配布先

大臣、次官、政務、連絡、情報各局部長、連絡次長、  
政総、政政、政情報、地方、調整、文、電

外務省

電信写

A-1-0-0-2-1



終戦連絡中央事務局

通洋、對る一厚化施設、内しては 号体以 2

整、家子累有長、依種し(是下ら)

一 労務、供ある通 駐在時、一日二ヶ名程度しテ 洗濯物

ニ對して、要取量大ナリシメテ 各家に送ニ 割リ當ラントアハシ

現在、洗濯業者者ヲ 担當レズニ 當ラシメテ 処理ニ

内省ニ 行ハシムコトナリ

為 現在ニ 於テハ 一日ノ 労務供出量、二百名程度ナリ

一 地方事務局、設置ニ 関シテハ 大官ニ 民政所設置

ヤシクハ 以テ 埼玉縣、行處ニ 設置スルニ 考慮ノ

イカニナリ

13

3. 關東地區遷駐關係 (除厚本橫河)

平部

二三

知三郎

三

15

遺駐部隊宿舎用、為主退要求ノ件

一日午後三時、警視廳外事課第一係長(中野氏)、

得々情報ヲ以テ

高島

米軍惟松谷内三名、町田村在、昭和電氣今北

及三川昭和電氣今北、米軍進駐部隊宿舎トスル

方即時主退ヲ要求セシメ、圖立トシテ多量警備隊

長(三四村氏)ヲ連絡スルニ付、警視廳トシテ、米側

ニ對シテ、不取敢四十名、猶ほ以テ回答スハナシ

指ホシ置キタリ

右ニ因シ、終戦事情ヨリ、何カノ手段ヲ以テ、同係長

ヲ依頼アリタリ、(四答)同係長又、外事課長ニ對テ、

外務省





司令部 第一一二RGT ARU五〇三 一九四五年九月三日

要題、米國軍ニヨル龜山島地嶼ノ占領

相手方、日本武裝部隊ノ責任アル準備軍官及責任アル行政當局官  
一 米國政府及日本國政府 間ノ協定ニ従ヒ本軍ハ龜山島地嶼ヲ左ノ  
目的ヲ以テ占領スルモノトス

a、或種ノ軍用資材ヲ確保シ且處分スルコト

b、對家トナレハ地嶼ニ於ケル行政ヲ監督スルコト

c、俘虜及軍以外ノ被押留者ヲ釋放スルコト

三 上記目的達成ノ爲、前記協定ニ従ヒ、當地嶼ノ責任アル準備軍  
及行政官憲ハ能フ限リ當司令部ト協力スベキコトヲ訓示ス  
四 依テ左ノ通り指示ス

a 本通知ヲ受領シタル後二十四時間以内ニ左ノ情報供給ノ爲指示  
セラルルコトアルベキ說明資料ヲ附シタル地嶼又ハ案圖ヲ提出  
スベシ

外務省

(1) 西ヶ崎湯川ノ線ヨリ南ノ邊テノ軍(陸海軍)施設ノ所在地  
(2) 斯カク施設ニ於ケル武器、守備隊、軍用品及一切ノ糧食ノ  
給出

(3) 通信施設、道路、鐵道、電話、電信、無線及 装置

(4) 物資集積所(戰備用ニ臨時准積セル軍需品ヲ含ム)

(5) 銀行、郵便局、公共營造物、發電所、水道、警察署、官署建  
物ノ所在地

6 化學的戰爭資材

(7) 滑油及人造燃料工場

(8) 刑務所、醫務所等

(9) 俘虜收容所

(10) 船務船社ノ本部、埠頭、其他

(11) 食糧、衣類、燃料集積所(民用)

(12) 陸軍施設ノ破壞ニ對スル豫備計畫(若シアラバ)

外務省

以下ニ對シ更ニ左ノ通り通告ス

a 本司令部ヘ左ノ諸項ヲ含ム行政監督ノ任ニ當ルベキ軍政委員  
課ヲ設置ス

(1) 裁判所、金融、財産ノ保管管理、教育、情報

(2) 公衆福利施設、民間ニ對スル給與

(3) 公衆ノ治安、商品統制、物價、配給

(4) 公衆營造物、運輸、商工業

(5) 公衆ノ保健及衛生

(6) 勞働

以下ニ對シ當司令部ノ屬下ニアル職員ヘ左ノ指示ヲ受ケ居ル旨ヲ  
通知ス

a 軍人タルト一般人民タルトヲ問ハズ、地方住民ト交款ヲ爲サ  
ザルコト

b 如何ナル場合ト雖モ米兵ハ神社内ニ立入ラザルコト

外務省

c 文化及藝術品及宗教的意義アル場所ハ保護セラルベキコト  
d 米兵ハ娯家ニ立入ルコトヲ禁止サレ居ルコト  
e 一般人ハ米軍ノ職務執行ヲ妨害セザル限リ危害ヲ加ヘラ  
ルコトナシ

左ノ事項ヘ直ニ實施セラルベシ

a 一切ノ學校ヲ閉鎖スルコト

b 醜業場ヘ警察ニ依リ閉鎖セシメラルコト

c 一切ノ酒場ヲ閉鎖スルコト

d 麻薬ノ販賣・購取ニ關スル日本國ノ諸規則ヘ依然有効ナルコト

e 總テノ市町村民ヘ一切ノ武器及彈藥ヲ嚴禁ノ警察ニ送込ス  
コト

f 一切ノ劇場ヘ閉鎖セラルベキコト

g 各個人ヘ毎日十九時ヨリ六時迄當司令部ヨリ傳エ書面ヲ以テ  
許可セラレタル者ノ外各自ノ自宅ニ留マルコト

外務省

日 一時二十人以上公共ノ場所ニ集合セザルコト  
 原則トシテ米國政府ヲ代表スル本司令部ノ命令ヲ遵守スルノ協力  
 的態度及積極的意旨ヲ公然表示スル文官ヲ在職セシムルコトヲ裁  
 議ス

米國陸軍指揮官準將 ジェリアン・H・カニンガム

外  
 務  
 省

昭和  
 年  
 月  
 日

領收  
 候  
 也

但  
 行  
 等  
 汽  
 車  
 賃

金

領  
 收  
 證

0213

11/10/2  
(3) Sec. 各海軍司令部

才五船隊司令官海軍省名。

Commander North Eastern Japan Force

R. Adm. E. T. Woolridge

Southwestern

F. G. Fahrigen

Sasebo Nagasaki Area group

Commander

G. Van Deus

Kure Matsuyama

R. Adm. E. P.

Forrestal

Wakayama Kobe

Osaka Nagoya

Commander

J. T. Bottom

平  
部

A 1.0.0.2

昭和二〇一〇五五〇乙 平 館山 八月三十一日 一三〇〇 着  
本省 九月一日 一〇一〇〇 着

岡崎局長 館山出張委員

第二號

八月三十一日午後二時米海兵隊「クロフォード」少佐引率ノ下ニ  
二三五名上陸ヲ終了ス九月二日米第八軍一箇聯隊海兵隊ト交番上  
陸ノ豫定(了)

外務省

URGENT

Memorandum

According to a report from Baron Yasushi Hayashi, Director of the Local Liaison Office at Tateyama, Chiba Prefecture, Brigadier General Julian W. Cunningham, who landed there on September 3, handed the former an order as attached hereto and demanded its prompt execution. The report is causing serious anxiety and uneasiness.

The Japanese Government is constrained to point out that such an order contradicts the general principle of the General Headquarters of the Allied Forces that the functions of the Japanese Government, including police function, will be maintained and respected and that the closing of schools is an unbearable step from the viewpoint of education and progress of the people.

It is earnestly requested that the General Headquarters will pay serious consideration in this regard and issue suitable instructions to the Commander of the United States Army at Tateyama.

September 4, 1945.

Headquarters 112th RCT

APO 503

3 September 1945.

Subject: Occupation of the Tateyama-War Area by United States Forces.

To : Responsible Military Commanders of the Japanese Armed Forces and Responsible Officials of the Civilian Administration.

1. Pursuant to agreement between the Government of the United States and the Japanese Government this Force occupies the Tateyama War Area with the purpose of:
  - a. Securing and disposing of certain military material.
  - b. Supervising civilian administration within the objective area.
  - c. Releasing Prisoners of War and civilian internees.
2. To accomplish the above objectives it is expected that, in compliance with the above mentioned agreements, responsible Military Commanders and civilian officials of this area cooperate to the fullest extent possible with this Headquarters.
3. It is therefore directed:
  - a. That within twenty four hours of the receipt of this communication a map (s) or overlay(s) with such explanatory data as may be indicated will be submitted, giving the following informations

0216

0217

- (1) Location of all military (Army or Navy) installations South of the Line Nishiga-Saki-Kamogawa.
  - (2) Armament, garrison, munitions and supplies of all kinds at such installations.
  - (3) Communication facilities, roads, railroads, telephone, telegraph, radio, and radio installations.
  - (4) Supply dumps, including strategic stock piles of war material,
  - (5) Location of banks, post offices, public utilities power stations, water works, police stations, government buildings.
  - (6) Chemical warfare supplies.
  - (7) Oil refineries and synthetic fuel plants.
  - (8) Penal institutions.
  - (9) Prisoner of War camps.
  - (10) Headquarters of secret societies, Neighborhood Associations, etc.
  - (11) Food, clothing, fuel dumps (civilian)
  - (12) Prearranged plans for the destruction of military installations, if any.
4. You are further advised that:
- a. This Headquarters has established a Military Government Staff Section charged with the supervision of civil affairs including:

(1)

0218

- (1) Courts of law, finance, custody and administration of property, education and information.
  - (2) Public welfare and civilian supply.
  - (3) Public safety, commodity control, prices and rationing.
  - (4) Public utilities, transportation, industry and commerce.
  - (5) Public health and sanitation.
  - (6) Labor.
5. You are further advised that personnel of this Command have been directed as follows;
- a. That there will be no fraternization with the local populace, military or civilian.
  - b. That under no circumstances will an American soldier enter a Shinto Shrine.
  - c. That cultural, art objects and places of religious significance will be safeguarded.
  - d. That houses of prostitution are forbidden to American soldiers.
  - e. That civilians will not be molested unless in line of duty.
6. It is directed that effective at once:
- a. All schools be closed.
  - b. That prostitutes be segregated by the civilian police.
  - c. That all liquor establishments be closed.

d.

0219



- 4 -

- d. That Japanese regulations restricting sale of narcotics remain in forces.
- e. That all civilians turn in all arms and ammunition to nearest police station.
- f. That all theatres be closed.
- g. Individuals will remain within their respective places of abode from 1900 to 0600 daily unless authorized by written permit by this Headquarters.
- h. That not more than ten (10) individuals will assemble a public place at any one time.

In general, it is proposed to keep in office Japanese civilian officials who demonstrate a cooperative attitude and willingness to comply with the orders of this Headquarters, representing the United States Government.

Julian W. Cunningham  
Brigadier General, U. S. Army  
Commanding

館山情報

昭和九年九月九日

0221

館山駐屯林総領事ヨリ分二部 宇山事務官宛在通リ  
電報ヲ以テ連絡アリタリ。

一 館山ニ駐屯中ノ 歩兵二百名ハ九月五日木更津へ同地ヨリ  
進駐スル

A11.0.0.2

二 館山南方ノ 平砂浦へ歩兵機隊五ノ名 横須賀ヨリ船ニテ  
進駐スル (右ニ付キ中興テは未ダト成スル名会)

三 館山方面ハ大体ニ於テ高平ヨリ滑ニ近行中 特ニ山形方面  
ヨリ係官接脚ヲ受テ感附シ居リ

四 中興ヨリ連絡ノ事ハ電報ヲ用テモナシ (電報ハ一高平在ノ通電  
至極ヲ使用スル)